

令和7年度版

源泉所得税 実務のポイント



はしがき

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。そのうち、経理関係者として、判断を求められる回数の多いものの1つに源泉所得税があります。

所得税は、その所得者が税額を自分で計算して申告する「申告納税制度」を原則としていますが、10種類ある所得の中で、給与所得、退職所得、雑所得のうちの公的年金等、利子所得、配当所得、事業所得のうちの報酬・料金等については、「源泉徴収制度」が採用され、その所得の支払者がその所得の支払時に所得税を徴収して、徴収後の金額をその所得者に支払うとともに、徴収した税額をその支払者が国に納税する仕組みがとられています。

なお、この制度を適正に維持するため、源泉徴収義務者であるその所得の支払者が、源泉徴収すべき所得が存在していたにもかかわらず、源泉徴収をして納税を行っていない場合には、その所得の支払者にペナルティが科される仕組みとなっています。

したがって、個人に係る所得税ではありますが、法人においても、どんな場合に源泉徴収をしないといけないのか、また、源泉徴収の対象となる所得にはどういうものが含まれるのか等について、源泉徴収漏れを生じないように十分な知識が必要になります。

また、令和7年度は所得税の基礎控除や給与所得控除のほか、扶養親族等の所得要件が見直されるとともに、特定親族特別控除が創設されるなど、さまざまな改正が行われました。源泉徴収事務は、令和7年11月までは現行のままでですが、12月からは改正後の取扱いになりますので、十分確認しながら進めていかなければなりません。

本冊子が、より適正な源泉徴収事務の一助になれば幸いです。

本冊子の発行にあたっては、税理士の三輪厚二先生にご執筆いただき、ご協力を得ました。厚く御礼申し上げます。

CONTENTS 目次

お 簡 単 な 使 い 方

第Ⅰ章 給与所得からの源泉徴収

1	源泉所得税のあらまし	3
2	給与所得者の源泉徴収に係る税制改正	4
3	給与を支給するときの税額計算	6
4	アルバイト等に給与を支給するとき	8
5	通勤費の取扱い	10
6	配偶者控除と配偶者特別控除の改正	12
7	納期の特例とは	14
8	会社が源泉徴収をした所得税を納付し忘れた場合	15
9	賞与を支給するときの税額計算	16
10	役員報酬の一部を未払にした場合	18
11	役員報酬を辞退した場合	20

第Ⅱ章 退職所得からの源泉徴収

12	退職金を支給するとき	22
13	勤続年数の計算方法	24
14	死亡退職金を支給するとき	26

第Ⅲ章 支払報酬・非居住者からの源泉徴収

15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
16	外国人労働者に給与を支給するとき	30
●	源泉徴収税額表の使い方	巻末